

## 公益社団法人日本伝熱学会 会員一括メーリングリスト運用規程

### (目的)

第1条 公益社団法人日本伝熱学会会員一括メーリングリストは、日本伝熱学会の広報活動の一環として運営するものであり、伝熱研究や学会活動に関する最新情報を会員に速やかに伝え、会員の学会、研究における諸活動を活性化することを目的とする。

### (管理・運営)

第2条 本メーリングリストの運営は、総務担当副会長の管理の下、協議員（幹事）が行うものとする。

第3条 本メーリングリストは、毎年総会終了後速やかに更新するものとする。ただし、会員より請求があった場合には、速やかにメーリングリストへの追加及び削除を行うものとする。

第4条 本メーリングリストへの配信者は、協議員（幹事）のみに限る。

第5条 本メーリングリストへ配信する際には、総務担当副会長の承認を得る必要がある。

### (配信情報)

第6条 以下の情報は本メーリングリストへ配信することができる。

- (1) 日本伝熱学会が主催・共催・協賛するシンポジウム、講演会、講習会等の事業に関する情報。
- (2) 伝熱研究に関連する国際会議等に関する情報。
- (3) その他、総務担当副会長が配信を許可した講演会、講習会等に関する情報。
- (4) 大学・公的研究機関等の教員・研究員・ポスドク等の公募に関する情報。ただし、公募情報の配信は他の情報と明確に分離し、配信依頼先及び配信依頼者を明記するものとする。
- (5) その他、総務担当副会長が配信を許可した情報。

第7条 以下の情報は本メーリングリストへ配信することができない。

- (1) 個人情報を含むもの。
- (2) 個人または法人の不利益となる情報。
- (3) 伝熱研究とは無関係な情報。
- (4) 営利企業の求人情報及び広告。
- (5) その他、総務担当副会長が配信を許可しない情報。

### 附則

本規程は平成 17 年〇月〇日より施行する。

平成 23 年 12 月 3 日 理事会承認 平成 24 年 4 月 1 日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行